

3 基準器検査

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられるだけでなく、計量器の届出製造・修理事業者の検査及び計量士が適正計量管理事業所における計量管理ならびに代検査の基準として用いられており、器種別に、有効期間が定められています。

この検査は、タクシメーター装置検査用基準器、ひょう量が5 t以下で、精度が2万分の1以下の基準台手動はかり、1級以下の基準分銅、20L以下の基準湿式ガスメーター及び液体メーター用基準タンク(全量が1000L未満の水道メーター用・全量が25L以下の燃油メーター用)については県が行います。その他のものは国立研究開発法人産業技術総合研究所が行っています。

過去5年間の検査実績

(単位：円)

区分	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度						
	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料					
	(免除数)		(免除数)		(免除数)		(免除数)		(免除数)		(免除数)				
	(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)				
タクシメーター装置検査用基準器	8 (1) (0)	93,800	4 (1) (0)	40,200			1 (1) (0)	0	8 (1) (0)	93,800					
基準台手動はかり			1 (0) (0)		7,800										
一級基準分銅	224 (55) (0)		681,800				263 (111) (0)		443,380		121 (30) (0)	385,200	63 (0) (0)	258,000	253 (54) (0)
二級基準分銅	157 (0) (0)	109,540		170 (0) (0)		118,040	92 (26) (0)	49,940		138 (0) (0)	97,840		99 (0) (0)		71,060
三級基準分銅	30 (0) (0)			14,400	89 (15) (2)		37,220			36 (0) (0)			18,980		
基準湿式ガスメーター	11 (0) (0)		202,400		12 (0) (0)				220,800	9 (0) (0)		165,600		4 (0) (0)	
液体メーター用基準タンク	4 (3) (0)	13,600			13 (0) (0)	176,800		6 (1) (0)		68,000	5 (0) (0)			68,000	8 (4) (0)
計	434 (59) (0)			1,115,540	552 (127) (2)		1,044,240	264 (57) (0)			687,720		270 (1) (0)		582,200
旅費			21,977					30,482				20,121			
総合計	434	1,137,517	552		1,074,722	264		707,841	270	591,470		411	1,251,366		